

第 8 号議案

東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「1号給」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。